

地方自治法第250条の2適用申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

		所管課名	道路管理課	整理番号	3-233
許認可等の種類	兼用工作物の費用に関する協議が成立しない場合の裁定				
根拠法令条例等・条項	道路法第55条第4項				
許認可等の概要	兼用工作物の費用に関する協議が成立しない場合には、都道府県知事が裁定する。				
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	未設定(過去に申請実績がないため)				
基準の制定根拠	—				
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	未設定(過去に申請実績がないため)				
期間の制定根拠	—				